

平成30年3月15日制定

「明石公園桜守ボランティア」 会則

(名称)

第1条 この会は、明石公園桜守ボランティア（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、明石市明石公園1番27号明石公園サービスセンター内に置く。

(目的)

第3条 本会は、会員相互の親睦を高めながら、県立明石公園において害虫駆除や枝の剪定などを行うことにより、園内の千本桜の若返りを目指すことを目的とする。

(活動内容)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の各号に該当する活動を実施する。

- (1) (公財)兵庫県園芸・公園協会（以下「協会」という。）が実施する桜守講習会の内容の
実践
- (2) 県立明石公園内の害虫駆除、枝の剪定などの実践
- (3) その他本会の目的を達成するために協会と協議して取り組む事項

2 前項の活動の実施に当たっては、NPO法人兵庫県樹木医会等の技術的・専門的な指導のもとで行うものとする。

(会員の資格)

第5条 この会の会員は、次の2種類とする。

- (1) 正会員は、本会の目的に賛同し、本会でのボランティア活動を希望し、入会登録を行った者とする。正会員にあつては、自らボランティア保険への加入することとする。
- (2) 賛助会員は、専門的技術的な見地から支援するために入会登録を行った者とする。

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を世話人に提出し、世話人会の承認を得るものとする。

入会申込書は明石公園管理課で保管することとする。

(会費)

第7条 会員は、総会において定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、退会届を世話人に提出し、任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

(1) 本人が死亡したとき

3 会員が、本会にとってふさわしくないと判断した場合、本会世話役と協会の協議の上、退会させるものとする。

(役員)

第9条 本会に必要な応じ、次の各号に掲げる役員を置く。

(1) 世話役

(2) 会計

(3) 監査役

(役員職務)

第10条 世話役は本会の業務を統括するとともに、本会の事務全般を担当する。

2 会計は、必要な応じ、本会の出納事務を担当する。

3 監査役は、必要な応じ、本会の業務及び財産の状況を監査する。

(役員選任)

第11条 世話役の選任は、会員から立候補及び推薦されたものの中から総会において選出する。

2 世話役の中から本会の代表となる者を互選する。

3 会計は、必要な応じ、世話人の代表者が指名する。

4 監査は、必要な応じ、全会員の中から選出する。

(役員任期)

第12条 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員解任)

第13条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、世話役会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障により、職務の執行に耐えられないと認められるとき

(2) その他解任に相当する事項が認められるとき

(総会)

第14条 本会の総会は、正会員を持って構成し、毎年1回開催するものとする。ただし、必要がある時は、臨時に総会を開催することができる。

- 2 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。
- 3 総会は、世話役の代表者が招集する。
- 4 総会の議長は、世話役の代表者がこれにあたる。
- 5 総会は、正会員の出席者の過半数で決議する。

(世話役会)

第15条 世話役会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

(事業年度)

第16条 本会の事業年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

(兵庫県園芸・公園協会の支援)

第17条 本会の活動が円滑に遂行するために、協会は必要な支援を行うものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この会則は、平成30年3月15日から施行する。

(施行の特例)

- 2 第7条の規定にかかわらず、当分の間、会費は徴収しないものとする。ただし、実費弁償に相当するものを除く。
- 3 第14条の規定にかかわらず、施行日に実施される発足式を総会とみなし、決定された事項を総会の決議事項とみなす。また、発足式開催前の招集された会を世話役会とみなす。
- 4 第15条の規定にかかわらず、平成30年3月15日から平成31年3月31日までを平成30年度とする。